

令和4年第5回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和4年6月24日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 3号 令和4年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 報告第 4号 令和3年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の策定について
- 第 6 議案第33号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の変更について
- 第 7 議案第34号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 8 議案第35号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 9 議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第10 議案第37号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）
- 第11 発議第 4号 議員の派遣について
- 第12 発議第 5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第13 意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第14 意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 第15 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻について

○追加日程

- 第 1 議案第38号 羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事請負契約について
- 第 2 議案第39号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（11名）

| | |
|--------------|---------------|
| 1番 金 木 直 文 君 | 2番 磯 野 直 君 |
| 3番 平 山 美知子 君 | 4番 阿 部 和 也 君 |
| 5番 工 藤 正 幸 君 | 6番 船 本 秀 雄 君 |
| 7番 小 寺 光 一 君 | 8番 逢 坂 照 雄 君 |
| 9番 舟 見 俊 明 君 | 10番 村 田 定 人 君 |
| 11番 森 淳 君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | |
|-------------------|-----------|
| 町 長 | 駒 井 久 晃 君 |
| 副 町 長 | 今 村 裕 之 君 |
| 教 育 長 | 山 口 芳 徳 君 |
| 監 査 委 員 | 鈴 木 典 生 君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 入 江 雄 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 渡 辺 博 樹 君 |
| 総 務 課 長 | 敦 賀 哲 也 君 |
| 地 域 振 興 課 長 | 清 水 聡 志 君 |
| 財 務 課 長 | 大 平 良 治 君 |
| 財 務 課 主 幹 | 熊 谷 裕 治 君 |
| 町 民 課 長 | 宮 崎 寧 大 君 |
| 福 祉 課 長 | 木 村 和 美 君 |
| 健 康 支 援 課 長 | 鈴 木 繁 君 |
| 建 設 課 長 | 金 子 伸 二 君 |
| 建 設 課 主 任 技 師 | 石 川 隆 一 君 |
| 建 設 課 主 任 技 師 | 笹 浪 満 君 |
| 建 設 課 主 幹 | 上 田 章 裕 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 棟 方 富 輝 君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 伊 藤 雅 紀 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 高 橋 伸 君 |
| 学 校 管 理 課 長 | |
| 兼 学 校 給 食 | 酒 井 峰 高 君 |
| セ ン タ ー 所 長 | |
| 社 会 教 育 課 長 | |
| 兼 公 民 館 長 | 飯 作 昌 巳 君 |
| 監 査 室 長 | 三 上 敏 文 君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | |
| 事 務 局 会 長 | 伊 藤 雅 紀 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 会 長 | |
| 事 務 局 会 長 | 敦 賀 哲 也 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 豊 島 明 彦 君 |
| 総 務 係 長 | 嶋 元 貴 史 君 |
| 書 記 | 逢 坂 信 吾 君 |

書 記 佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 工藤 正幸君 6番 船本 秀雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第3号 令和4年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和4年度定期監査報告（第1次）につきまして、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、平山監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に5月18日、19日、2日間の日程で天売、焼尻両支所及び各学校の5機関を平山監査委員と共に実施をいたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施をしたところでございます。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について、各機関ともそれぞれ適正

な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。天売支所、焼尻支所における1、公金取扱状況について申し上げます。両支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、両支所ともゆうちょ銀行通常貯金の出納員名義口座により、羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。

(1)、天売支所、出納員扱いの差引き保管額は、5月18日現在、79万6,860円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。

(2)、焼尻支所、出納員取扱差引き保管額は、5月17日現在、7万9,460円で、保管状況は表の下段に記載のとおりでございます。

3ページを御覧願います。2、福祉ハイヤー料金助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障がい程度の等級が1級、2級の上肢を除く肢体不自由者の方には年間24枚、それ以外の方には12枚、また満80歳以上となる方にも12枚のハイヤー乗車券を交付するものであります。乗車券1枚につき初乗り運賃相当額を助成するもので、両支所の交付状況は合計で昨年より4名減の35名となっております。内容は、御覧のとおりであります。

3、天売、焼尻研修センターの利用者数、令和3年度の実績についてであります。両島研修センターの計は、利用件数75件、利用延べ人員2,263人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などであります。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境上等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施しているものであります。令和3年度の区分ごとの実績は、表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所においては、令和3年度につきましても受託業者がないことから直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況で住民の移動状況を表しております。4月30日現在における天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、天売地区では世帯数で2世帯増加し、人口で4人減少しております。焼尻地区では、世帯数で6世帯、人口で3人増加しております。

次に、4ページを御覧願います。小中学校、高等学校の5月1日現在における学級編制と児童・生徒数等の状況を表したものでございますが、区分ごとの内容につきましては御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。なお、焼尻中学校につきましては平成30年度より休校となっておりますが、今年度から開校となっております。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 令和4年度定期監査報告(第1次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第4号

○議長(森 淳君) 日程第4、報告第4号 令和3年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長(大平良治君) ただいま上程されました報告第4号 令和3年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和3年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告します。

令和4年6月23日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和3年度羽幌町一般会計で繰越しを行った住民基本台帳システム改修事業ほか4件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。各事業につきましては、本年3月の定例会並びに5月の臨時会においてそれぞれ議決、または承認をいただいた事業でありますので、内容説明は省略をさせていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから報告第4号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 令和3年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第32号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の策定につきまして、提案理由と内容をご説明申し上げます。

寿、中央、朝日、平、上羽幌辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和4年度～令和6年度）を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月23日提出、羽幌町長。

提案理由であります。寿、中央、朝日、平、上羽幌辺地に係る公共的施設を整備するための財源として辺地対策事業債を充てたいと考えておりますことから、総合整備計画を策定する必要があり、令和4年5月26日付で北海道との協議が調いましたことから、提案するものであります。

次のページ、総合整備計画書案を御覧願います。1番、辺地の概況といたしまして、（1）は名称になります。（2）の地域の中心の位置につきましては、固定資産台帳に登録された辺地の3.3平方メートル当たりの価格が最も高い地点とされており、（3）の辺地度数につきましては、ただいまの中心の位置から学校や公共施設までの距離などを点数化した辺地の程度を示すものでありまして、その点数が100点以上になることが条件とされております。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。本辺地は市街地から離れた農業地域であり、今後の高齢化社会に対応するため、生活環境の基盤整備を進める必要があると考えております。1点目の経営近代化施設は、農業用排水施設の劣化などにより水害や農作物被害が発生していることから、道営農業農村整備事業により改善を図っており、当町は事業費の5%を負担することになっているものであります。2点目の通学バスは、現在2台体制でスクールバスを運行しておりますが、平成4年度に購入した車両の老朽化により、更新したいと考えているものであります。

3番の公共的施設の整備計画は、ただいまの2事業に関わる辺地対策事業債対象の事業費と財源を縦横の表にしたものであります。それぞれの金額につきましては御覧いただきまして、読み上げは省略させていただきたいと思っております。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第32号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の策定については原案のとおり可決されました。

◎議案第33号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第33号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第33号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の変更につきまして、提案理由と内容をご説明申し上げます。

羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月23日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。今年度の当初予算で措置されております港湾施設整備事業及び学校給食センター設備整備事業の財源といたしまして過疎対策事業債を充てたいと考えておりますことから、本計画に当該事業を追加する必要があり、令和4年5月17日付で北海道との協議が調いましたことから、提案するものであります。

次に、内容をご説明いたします。次のページを御覧ください。変更内容の新旧対照表になります。左側が変更前の現計画、右側が変更後の計画になっており、産業の振興の区分、事業計画の表中、その他の事業の事業内容欄に港湾施設整備事業、羽幌港荷さばき地整備事業に対する補助を、教育の振興の区分に、同じく事業計画の表中、事業名（施設名）欄の学校教育関連施設に給食施設、事業内容欄に学校給食センター設備整備事業、備品購入及び設備改修等を新たに追加するものであります。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第33号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第34号～議案第36号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第8、議案第35号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第9、議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） それでは、ただいま上程されました議案第34号から第36号まで関連がございますので、3件を一括して提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和4年6月23日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております非常勤職員等に対する公務災害補償の事務を行っている組合でございます。今般当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、別紙で説明資料としてお配りしております規約の新旧対照表を御覧ください。表紙をめくっていただいた2ページ目でございます。表の右側が現行の

規約で左側が改正案となっております。

別表第1としてこの組合を組織する地方公共団体が、別表第2として共同処理する団体が記載されておりますが、下線を引いております上川中部福祉事務組合を加え、併せて別表第1の左の欄にあります上川総合振興局内の団体数30を31に改めるものであります。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で議案第34号を終わります。次に議案第35号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和4年6月23日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております職員の退職手当の支給に関する事務を行っている組合でございます。当該組合理約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、説明資料の3ページ目を御覧いただきたいと思います。別表の(2)には、この組合を構成する一部事務組合及び広域連合が記載されておりますが、下線を引いております上川中部福祉事務組合を加えるものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第35号を終わります。次に議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和4年6月23日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております町村議会議員に対する公務災害補償の事務を行っている組合でありまして、当該組合理約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、説明資料の4ページ目を御覧いただきたいと思います。別表第1には、この組合を構成する町村及び一部事務組合が記載されておりますが、下線を引いております上川中部福祉事務組合を加えるものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上が議案第34号、議案第35号、議案第36号についての説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長(森 淳君) 日程第10、議案第37号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,145万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,614万3,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の3款民生費、児童措置費において低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業421万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰の影響を受けている低所得世帯の子育て支援のため対象児童1人当たり5万円の特別給付金を給付するための経費であり、財源については全額国庫支出金で賄われるものであります。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において予防事業148万5,000円の増額は、子宮頸がんワクチン接種に関し、積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方について公平な接種機会を確保するため、時限的な特別措置として定期接種の年齢を超えて接種を可能とするほか、過去に当該ワクチンについて任意接種を受けた方に対し、当該任意接種にかかった費用について助成するものであります。

次に、7款商工費、観光費においていきいき交流センター指定管理料1,800万円の増額は、3月定例会での債務負担行為の変更においてご説明させていただいておりますが、当該施設の指定管理料を増額するものであり、財源の一部についてまちづくり応援基金繰入金を充てております。

次に、歳入につきましては、それぞれの事業に係る特定財源が増加しておりますが、不足する財源につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜り

ますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

7ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において情報管理業務経費534万9,000円の増額は、国が推進するマイナポータルを活用した子育てや介護などに関する行政手続のオンライン化について、管内7町村で構成する留萌地域電算共同化推進協議会での協議が調ったことから、令和5年4月の本格運用に向けた環境整備を行うものであり、財源につきましては制度上歳入科目が諸収入となりますが、対象経費の2分の1が国庫支出金で賄われるものであります。

8ページをお開き願います。3款民生費、児童措置費において償還金利子及び割引料1万7,000円の増額は、昨年度実施した子育て世帯への臨時特別給付先行給付事業及び追加給付金事業について事業費の確定に伴い国庫支出金を返還するものであります。

9ページを御覧ください。4款衛生費、健康センター運営費において償還金利子及び割引料521万6,000円の増額は、過年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種事業について事業費の確定に伴い国庫支出金を返還するものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において農業振興対策事業78万9,000円の増額は、るもい農業協同組合が管内の自治体等と連携し実施する販路拡大イベント事業に対し、職員の派遣や補助を行うものであります。

10ページをお開き願います。7款商工費、観光費においてサンセットプラザ施設管理事業38万6,000円の増額は、貯水タンク内の点検、調査が完了したことから不用額を減額するとともに、当該調査結果に基づき貯水タンク内の清掃等を行うものであり、事業継続支援金500万円の減額は、いきいき交流センターに係る指定管理料を増額することから、当該指定管理事業者に対する助成を取りやめるものであります。

11ページを御覧ください。10款教育費、中学校費、学校管理費において学校保健特別対策事業90万円の増額は、本年度より焼尻中学校を再開したことにより国の補助事業の対象となることから、全額国庫支出金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品等を購入するものであります。

次に、13款諸支出金、職員給与費において職員手当等9万1,000円の増額は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当であり、財源は全額国庫支出金で賄われるものであります。

次の12ページ及び13ページは給与費明細書であります。御覧をいただき説明は省略させていただきます。

以上が補正の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第37号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番(小寺光一君) それでは、予算書の9ページ、農業振興対策事業の中の販路拡大イベント事業負担金ということで、先ほど財務課長からも説明があったのですが、職員の派遣と負担金ということで項目では載っています。昨日の村田議員の一般質問でも羽幌町の農業振興のために今後行うこととして販路拡大イベントに補正をする、あと人を派遣するということだったので、より具体的な説明が一切なくて、どんなイベントで、助成することによって羽幌の農家の方がどう販路が拡大していくのか、その辺の関連も含めて説明いただきたいと思います。

○議長(森 淳君) 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長(伊藤雅紀君) お答えいたします。

ふるさと共創事業ということで販路拡大のイベント等の部分であります。本事業につきましては、ふるさと共創事業が振興局管内ワンJAとして合併したことを契機に留萌管内8市町村と包括連携協定を締結いたしまして、管内の魅力ある観光ですとか食材ですとか産業をPRする中で管内全体の活性化や関係人口の増加を目指すという取組であります。主な内容といたしましては、地域産業の創造ですとか雇用の創出、あと地域商品の応援、あとJAふるまのふるさと共創事業などの地域創生推進などを展開していこうというものであります。

令和4年度におきましては、JAの独自事業といたしましてふるさと共創事業というものを全国展開いたしまして、北海道といえども農業というブランドイメージの実現のためにウェブをフル活用してということで、JAふるまのホームページですとかECサイト等を作成していくというようなことや農畜産物や観光等の魅力を発信するということを考えております。また、首都圏におきまして販路拡大イベントを実施するということで、今回につきましては7月10日の明治神宮の敷地内で行われますヤクルト、阪神戦の一軍戦、あと7月12日のヤクルト戸田球場内で行われますヤクルト、巨人の二軍戦、あと8月10日の札幌ドーム敷地内の日ハム、西武一軍戦を予定いたしまして、その場に管内市町村の特産品等を持っていきまして来場者に対し提供するとともに、今の予定といたしましては明治神宮時におきましてはイニング間ということで3イニング、あと6イニング後にバックスクリーンの大型スクリーンに動画配信を行うという予定でおります。これらの取組によりまして羽幌町を含めて管内の観光を含めて農畜産物をPRすることで、今後首都圏においてどういう形になるかはまだ未定ではあります。販路をできるだけ開

拓していきたいというものであります。

今回羽幌町が補正の部分といたしまして78万9,000円ですか、補正を計上させてもらっておりますが、その内訳といたしましては50万円に販路イベントに係る提供品の部分としてJAさんのほうに負担金として出すものであります。残りの28万9,000円につきましては、本町におきましては職員も一緒に行ってPRしていきたいということで、その旅費ですとか使用料等の経費ということで、管内全ての市町村が行くわけではないのですけれども、今回JAさんが力を入れて進めていきたいということでありますので、本町におきましては職員も一緒に行って本町の特産品ですとか観光等をPRしていきたいというふうに考えております。

提供品につきましては、夏の暑い時期ということで生ものとかそういったものをお渡しするというのが困難でありますので、今回につきましてはようかんですとかインスタントラーメン、あとラスクといったようなもののセットにして600セットを予定しております。また、本町独自の取組として観光協会で作成しておりますオロ坊のうちわ1,000枚を持っていきまして来場者の方にお配りし、そのオロ坊のうちわが球場内である程度テレビの中で映っていただければなどというふうには考えているところであります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） とても詳しい説明をいただいております。きっと詳しい資料とかもあると思うので、できれば事前に委員会なりで説明もあればよかったのかなど。ほかの町村では委員会の中でそれを取り上げてきちんと説明したという経緯もあったようです。

今聞いた中で7月10日、12日と、もう事業は決定しているのですよね。決定しているものに対して負担金というのがいいのか悪いのか分からないですけれども、もし例えば今回この補正で羽幌町が50万支出できませんということになっても問題ないということですか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

事業といたしましては決定で、それぞれの日程において先ほど説明させていただいたような取組をしたいということであります。今回補正が通らなければ、その分につきましては旅費については職員が行けないということで参加はできないということになりますし、負担金につきましては本町がこの補正がつかないということであればJAさんがその分持つということで進めているものであります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） こういう補助系は事前に予算が通って、それから事業が始まるのが普通なのかなと思うのですけれども、走っている感じで、後づけでいいのかなというのが1つと、あとは50万というのは各町村が50万ずつ負担するということだと思っておりますけれども、その負担割合というのはどのように、羽幌町独自で50万品物を提供するか

らということで決まったのか、それともどこの段階で各町村50万というのが決まったのでしょうか。というのは、各町村の規模も違いますし、農家の方の戸数だとか、売上げですとか、それは一つの農協だとしても各町村ごとにばらつきがあると思うのです。その辺の調整というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

この50万につきましては、管内8市町村全て同額の50万ということで予定をしております。中身につきましては、明治神宮とかに持ち込む提供品をその50万の中でそれぞれの市町村ごとでその分を使って買いたいということで、規模等に関係なくそれぞれ50万ということでお願いがされて今回補正という形で提案させてもらっているものであります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） これ農業振興の項目で出ている事業なり予算なのですが、結果的には羽幌町の物産品なので、農業のものというのは自分はせっかくだったら農業振興、販路拡大だったら羽幌の農産品を中心ということも考えるべきかなというふうに思うのです。どうしても時期的に真夏ですので、商品せっかく羽幌のよいものがあっても時期的なもので商品が限られてきてしまうというの、業者が限られてきてしまうというの、考えどきかなというふうに思います。

またあと、もう一つが旅費で職員が行くということなのですが、農林水産課の方が行くのか、どういう職員が行くのかというのは考えていらっしゃいますか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

まず、前段のほうでできれば農産物のほうを持ち込むのがよかったのではないかなというふうなお話があったところにつきましてもご答弁させていただきたいと思いますが、管内こういった形でどういうものを持ち込むという会議の場の中でも、本来であれば農業の振興ということで全ての町村が農産物を持っていければもちろんいいとは思いますが、基本的な趣旨としては農業だけをPRするというのではなくて、観光ですとかそれ以外の特産品も含めて併せてPRした中で農産物も知ってもらいたいというような趣旨で進めているものであります。本町につきましては、御存じのとおり水稻が中心ということでお米等を持っていければいいのでしょうかけれども、ほかの管内におきましてもそういったお米等もある中でみんなが米を持っていってもとかという部分もありまして、あとは夏場ということで物もちもしなければならぬというところら辺で、それぞれのまちで重ならないような形で提供品を持っていこうということの中で今回こういう形にさせてもらっていることをご理解いただきたいと思います。

あと、職員につきましては、今の予定といたしましては当課の職員と、あと観光協会のほうからお声がけさせていただいて1名行っていただく予定でありまして、現在のところ

2名ということで考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 羽幌町で予算書の中で見れるのは旅費と負担金の50万だけなのですけれども、総予算の枠組みの予算で見るとイベントのスタッフの人件費なのかな、会場設営等で1日165万円のイベントスタッフの経費が計上されているのです。ということは、1日何人スタッフがつくか分からないのですけれども、本当にそこに羽幌町の何人か行って、イベントスタッフのあれで十分間に合うのかなとは思っているのですけれども、その辺は羽幌町から行ったほうがいいのかというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） 本町からスタッフが行くのがいいのかというご質問なのかなと思いますが、基本的な部分といたしましてはJAさんの独自事業ということで、提供品の係る負担金をまずお願いしたいということでありました。その中でせっかくこういった形で管内一丸となって取り組むという大きな考えの中で、できればいいものになりたいということ考えた中で、本町におきましては職員も一緒に行って羽幌町の全て、観光も含めてPR、ふるさと納税とかも含めてPRしたいということで、職員も派遣したほうがいいだろうということで今回補正予算の部分で計上させてもらっておりますので、JAさんが用意するスタッフの中でできる部分はありますけれども、今回当課の職員が行くという部分につきましては、それ以外でうちわを配付したりだとか、その中で本町のPRをしていきたいという部分で計上させてもらっているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 原則として地元の人がある場に行き行って直接いろんな人に声がけをするというのは大事ですし、自分は余力、余力というか、予算も通って旅費もきちんともらっていければいいなと思うのですけれども、全体予算の165万のスタッフを考えると、かなり大きいイベントになるのかなというふうに思っていたものですから、質問させていただきました。

最後に、質問なのですが、これは突然と言ったら変ですけれども、補正予算で出されたのですけれども、この事業というのは継続性のあるものなのか、それとも今年単年度のものなのか、それともまたイベント、神宮球場とか札幌ドームでのイベント以外でもいろんなものが出てきて補正補正で対応していくものなのか。というのは、町長も前におっしゃったと思うのですけれども、なるべく補正をしないで決まっているものに関しては当初予算で3月にきちんと事業を出していくのだというふうに話していたこともあったので、その辺今年単年度なのか複数年なのか、そしてまたいろんな事業に発展して今後補正でどんどん対応していくものなのか、その辺をお願いいたします。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

まず、事業年度につきましては、協定を締結した中でという部分に関しては特に年度を縛っているものではありません。これからいろんなことを一緒になって取り組んでいこうということで各市町村とJAさんのほうが協定を締結しているということであります。ただ、ふるさと共創事業ということで基本的な部分でJAさんが事業主体となっていることに関しましては、北海道の地域づくり総合交付金というものをいただいている中で取り進めておりますので、その交付金については基本的に3か年の計画ということで予定はしております。ただ、次年度以降につきましては、今回のこの取組を踏まえてどういうことが管内の振興になるかということをもた今後関係町村ですとかJAさんと協議する中で決定していくということでありますので、小寺議員おっしゃるとおり基本的には当初予算ということで、もし費用がかかるのであればそこについては原則当課といたしましてもそのように考えておりますが、今回は道の交付金等の絡みもあって、その後当初予算には間に合わない中での要望ということであったものですから、今回6月の補正ということになったことをご理解いただければと思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第4号

○議長（森 淳君） 日程第11、発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案につ

いて道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第5号

○議長(森 淳君) 日程第12、発議第5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長(森 淳君) 日程第13、意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、船本秀雄君。

○6番(船本秀雄君) 意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月23日提出。

提出者、羽幌町議会議員、船本秀雄。賛成者、羽幌町議会議員、金木直文、同じく、小寺光一。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を
求める意見書(案)

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果

ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが重要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月23日、北海道羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第2号

○議長（森 淳君） 日程第14、意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見

書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） 意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月23日提出。

提出者、羽幌町議会議員、舟見俊明。賛成者、羽幌町議会議員、平山美知子、賛成者、羽幌町議会議員、工藤正幸。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められているが、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られている。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか大きな不安が残ることから、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健職場体制・機能の全体的な強化、新型コロナ感染症対策と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置をはかること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 4 小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じることや、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、偏在性の小さい所得税・消

費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月23日、北海道羽幌町議会議員、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

以上です。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎決議案第1号

○議長（森 淳君） 日程第15、決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により決議書を提出する。

令和4年6月23日提出。

提出者、羽幌町議会議員、小寺光一。賛成者、羽幌町議会議員、磯野直、同じく、村田定人。

ロシアによるウクライナ侵攻について（案）

本年2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻を行い、さらに核兵器使用について言及し、国際社会を挑発している。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、被爆国である日本国民として、また、ロシアと国境を接する北海道民としても断じて容認できない。

我々羽幌町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、事態の解決に向けて万全を尽くしていただきたい。

以上決議する。

令和4年6月23日、北海道羽幌町議会議長、森淳。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから決議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻については原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第38号及び議案第39号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号及び議案第39号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にすることに決定しました。

◎議案第38号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第38号 羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました議案第38号 羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定による契約についてご説明申し上げます。

令和4年6月24日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は1億758万円、うち消費税額978万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地、株式会社北一組代表取締役、忠津章であります。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第38号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（森 淳君） 追加日程第2、議案第39号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,239万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,854万円とするものであります。

補正をいたします内容であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受けた事業者などに対する支援事業を実施するほか、当初予算に計上しております同交付金事業の一部を中止することから、当該事業に係る予算を減額するものであります。

初めに、歳出、6款農林水産業費、農業振興費において農業経営者強化事業450万円の増額は、農業者に対し機材費等の一部支援として一律5万円を助成するものであり、スマート農業導入支援事業550万円の増額は、ドローン機器等の導入費用の一部を助成するものであります。

同じく、水産業振興費において漁業経営者強化事業1,006万5,000円の増額は、漁業者に対し燃料費等の一部支援として漁船規模に応じ定額助成するものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において指定管理事業継続支援事業700万円の減額は、いきいき交流センターに係る指定管理料を増額することから、当該指定管理事業者に対する助成を取りやめるものであり、プレミアム商品券事業3,933万2,000円の増額は、町民限定でプレミアム率50%の商品券を1冊5,000円、1人2冊までとして販売し、地域経済の活性化と町民の生活支援を図るものであります。

次に、歳入についてであります。追加する事業につきましては全額地方創生臨時交付金を充て、中止する事業につきましては同交付金及び財政調整基金繰入金を減額しております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第39号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） プレミアム商品券について聞きます。

町民に郵送で送ることになっているのですけれども、何月何日から発送になるか聞きたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

今現在商工会と協議している中で8月から始められるような形で、7月の下旬には全世帯というか、対象世帯のほうに引換券等を送る予定となっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 同じく、プレミアム商品券で、これは前回コロナ対策の特別委員会で各委員からいろんな意見が出たと思うのですけれども、そのときの意見を踏まえた上で変更点とかがあれば教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

前回の委員会において各委員さんからご意見いただきまして、商工会のほうとも協議を重ねました。その結果、変更される部分に関しましては、金額についてはかなり押さえた部分での、かなりというか、確定した数字で上げるようにはしているのですけれども、あとは発送部分について若干個人情報絡むということで、その部分に関しては町のほうの協力ということで、町のほうから発送するような形の変更をしております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そうしたら、それ以外はそのままということで理解していいのですか。例えば交換所、販売所で川北でもどうだろうかという話とかあったのですが、今そういう話がないということは変更なく1か所、島と築別も入れれば4か所ということで、販売場所も変わらずということでいいでしょうか。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

販売所の関係につきましても前回委員会の中で川北の簡易という部分も出ていたのですが、簡易郵便局に関しましては郵便局の組織外の組織という部分で契約等々でも難しい部分があるということで、前回説明させていただいた4か所の契約、契約というか、郵便局での販売ということで商工会のほうも考えております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和4年第5回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前11時27分）